

○東温市障害児タイムケア事業実施要綱

(平成 19 年 3 月 30 日告示第 21-1 号)

改正 平成 20 年 3 月 6 日告示第 15 号 平成 21 年 3 月 31 日告示第 23 号
平成 23 年 3 月 9 日告示第 22 号 平成 27 年 3 月 9 日告示第 34 号
平成 27 年 12 月 16 日告示第 160 号 平成 28 年 2 月 29 日告示第 45 号

東温市障害児タイムケア事業実施要綱(平成 18 年告示第 42 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、障害のある中高生等(以下「障害児」という。)が特別支援学校等の下校後及び長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする障害児タイムケア事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第 2 条 事業の対象者は、次の要件を備えた者とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する在宅の障害児
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 72 条に規定する市内の特別支援学校(同法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部を除く。)(以下「特別支援学校」という。)又は同法第 81 条に規定する市内の特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に通学する障害児

(実施日及び実施時間)

第 3 条 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、8 月 13 日から 15 日までの日及び 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までの日
- (2) 各施設が定める日

2 事業の実施時間は、原則として特別支援学校及び特別支援学級(以下「特別支援学校等」という。)の開校日については特別支援学校等終業時から午後 6 時までとし、土曜日、日曜日及び長期休暇中(以下「長期休暇中等」という。)は午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、就労証明

書(様式第1号の2)の1日の就労時間及び通勤に要する時間において必要と認められる者については、特別支援学校等開校日の午後6時30分までの利用、及び長期休暇中等の午前8時30分から午後6時30分までの利用ができるものとする。

(利用定員)

第4条 事業の利用定員は、特別支援学校等開校日、長期休暇中等ともに1事業所当たり1日おおむね10名程度とする。

(利用方法)

第5条 施設の利用の方法は、特別支援学校等開校日については当該特別支援学校等まで事業所が迎えに行き、実施時間終了までに保護者が各事業所まで当該障害児を迎えに行くものとし、長期休暇中等については保護者が各事業所まで送迎するものとする。

(利用申請)

第6条 事業を障害児に利用させようとする保護者は、東温市障害児タイムケア事業利用申請書(様式第1号)に家庭調査書(様式第2号)と利用者状況表(様式第3号)を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用決定)

第7条 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、利用の可否を決定し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、利用を決定した場合においては、地域生活支援事業受給者証(様式第5号)を交付し、家庭調査書及び利用者状況表の写しを、当該障害児の利用する事業所に提出するものとする。

(利用決定の有効期間)

第8条 利用決定期間は、原則として利用決定を行った日から当該年度の年度末までの期間とする。

(利用の中止等)

第9条 障害児の保護者は、事業の利用を中止し、若しくは辞退し、又は第2条の要件を欠くこととなったときは、速やかに東温市障害児タイムケア事業利用中止(辞退)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(請求)

第 10 条 事業の利用決定を受けた障害児の保護者は、タイムケア事業費受領委任届出書(様式第 7 号)により、タイムケア事業費の請求及び受領を、東温市障害児タイムケア事業の事業費の代理受領及び事業者の登録に関する要綱(平成 19 年告示 82-4 号。以下「代理受領等に関する要綱」という。)に規定する登録事業者に委任できる。

(タイムケア事業費の支給)

第 11 条 タイムケア事業費の支給は、事業に関して次条の規定により給付する。

(タイムケア事業費)

第 12 条 市長は、障害児の保護者が、利用決定の有効期間内において、次条の規定に基づき、事業者登録を行っている者から当該事業にかかるサービスを受けたときは、当該障害児の保護者に対し、当該タイムケア事業費に要した費用についてタイムケア事業費を支給する。

2 タイムケア事業費の額は、事業に通常要する費用につき、別表 1 に定める基準により算定した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。

(高額地域生活支援事業サービス費)

第 13 条 支給決定障害者等が同一の月に受けたタイムケア事業費の合計額が別表第 2 に定める上限月額を超えるとき又は、東温市移動支援事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82 号)に基づく移動支援、東温市日中一時支援事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82-2 号)に基づく日中一時支援、東温市障害者生活サポート事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82-3 号)に基づく生活サポート、東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱(平成 21 年東温市告示第 88 号)に基づく東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業及び東温市訪問入浴事業実施要綱(平成 22 年告示第 33 号)に基づく訪問入浴事業を利用した際に要した費用と前条第 2 項の規定により算出した額の合計額が、別表第 2 に定める上限額を超えるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援事業サービス費を支給するものとする。

- 2 高額地域生活支援事業サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、高額地域生活支援事業サービス費支給申請書(様式第8号)に領収書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき、高額地域生活支援事業サービス費の支給又は、不支給の決定をしたときは、高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書(様式第9号)により、当該支給決定に係る支給決定障害者等に通知するものとする。

(事業者)

第14条 事業者は、代理受領等に関する要綱の規定により、市長の登録を受けた社会福祉法人等とする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(事業者登録の経過措置)
- 2 この告示の施行日の前日までに東温市障害児タイムケア事業の委託を受けた事業者に限り、第12条の規定にかかわらず、事業者の登録は行わないものとする。

附 則(平成20年3月6日告示第15号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月9日告示第22号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月9日告示第34号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 160 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日告示第 45 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

区分	単価
30 分加算(早朝・延長)	350 円
4 時間以下	3,500 円
4 時間超 6 時間以下	4,500 円
6 時間超 8 時間以下	5,200 円
8 時間超	6,000 円

別表第 2(第 13 条関係)

区分	上限月額	備考
一般	37,200 円 障害者 (9,300 円) 障害児 (4,600 円)	市民税課税世帯(ただし、市民税所得割額が 16 万円(障害児にあっては 28 万円)未満の世帯については、上限を 9,300 円(障害児については 4,600 円)まで軽減する。)
低所得 2	0 円	市民税非課税世帯であって、「低所得 1」以外の者
低所得 1	0 円	市民税非課税世帯であって、障害者(障害児の保護者)の収入が年間 80 万円以下のもの
生活保	0 円	生活保護世帯

護		
---	--	--

備考 上限月額の設定方法については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発行する「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」の通所施設・在宅サービス等軽減の上限月額の設定方法に準じるものとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

東温市障害児タイムケア事業利用申請書

[別紙参照]

様式第 1 号の 2(第 6 条関係)

就労証明書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

家庭調査書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

利用者状況表

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業受給者証

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

東温市障害児タイムケア事業利用中止(辞退)届

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

障害児タイムケア事業給付費請求・受領委任届出書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 13 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]

(勤務/内職)証明書

[別紙参照]